

北川辺地域と群馬東部水道企業団（群馬県板倉町）を結ぶ緊急時用連絡管を整備

■ 群馬東部水道企業団との協議

●協議目的

地方自治法の規定に基づき、加須市の水道施設（緊急時用連絡管）を群馬東部水道企業団（群馬県板倉町）の区域に設置することに関し、次のとおり群馬東部水道企業団と協議するものです。

●主な協議内容

1 設置目的

加須市が群馬東部水道企業団の区域内に災害等の緊急時に使用する施設（緊急時用連絡管）を設置することにより、当該緊急時における相互の水道水の融通を図り、もって水道水の安定供給を確保することを目的とする。

2 設置場所

加須市は、群馬県邑楽郡板倉町大字下五所1876番2ほか8筆の一部に緊急時用連絡管を設置するものとする。

3 経費負担

加須市及び群馬東部水道企業団は、緊急時用連絡管の設置に要する費用について、当該費用から埼玉県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱に規定する生活基盤施設耐震化等補助金を控除した額を緊急時用連絡管の設置割合に応じて按分し、それぞれが負担するものとする。

4 住民の使用権

群馬東部水道企業団の区域内の住民は、災害等の緊急時において、緊急時用連絡管を使用することができるものとする。

